

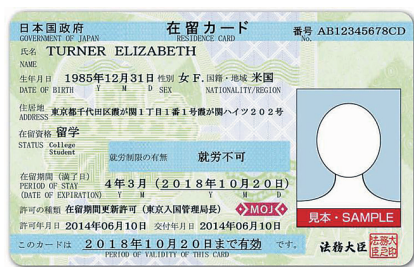
外国人のお客さまへ

預金口座の開設にあたっては、以下の書類が必要となります。
予めご準備のうえ、信用金庫にご来店ください。

《 口座開設に必要なもの 》

本人確認書類

(例) 在留カード



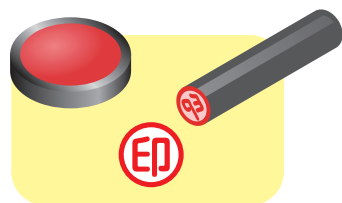
出典: 入国管理局ホームページ

- 氏名、住所（日本の住所）、生年月日が記載された写真付きの本人確認書類が必要となります。

- (例)
- ▶ 在留カード
 - ▶ 特別永住者証明書
 - ▶ マイナンバーカード
 - ▶ パスポート

※必要に応じて、在留期間を確認させていただくことがあります。
また、複数の本人確認書類の提示をお願いすることがあります。

印章



- 口座開設時に申込書に押印いただく必要がございます。なお、サインによる代替が可能な金融機関もあります。
- 印章は専門店にて金融機関取引用のものをお求めください。

その他

- その他、社員証等の勤務実態が確認できる書類もお持ちください。
- また、勤務先への電話等により勤務実態を確認させていただくこともございます。
- 日本語のサポートが必要となる場合には、勤め先の方等の継続的にご協力いただける方と同伴ください。
- 留学生の方は学生証もお持ちください。
- 法令に基づき、お客さまの税務上の居住地国、米国納税義務者に該当するかどうかを確認のうえ、納税者番号をお伺いすることがあります。

※各金融機関で定めたルールがある場合には当該ルールに従ってください。

給与振込口座、公共料金の自動引落の設定についてもご相談ください。

預金口座の売買は犯罪です!!

- 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は日本の法令により禁止され、売る側も買う側も罰せられることとなります。
- 在留期間の満了等により、本国へ帰国される場合には、取引金融機関で解約手続きを取っていただく等、口座の不正利用防止にご協力ください。

